

## 新世代ネットワーク推進フォーラム テストベッドネットワーク推進ワーキンググループ設置要綱

### (活動)

- 第1条 新世代ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、フォーラム規約第3条に掲げる事業を具体化するため、同規約第11条に基づき、テストベッドネットワーク推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。
- 2 WGは次の各事業を行うほか、幹事会の要請に応じ必要な活動を行う。
- (1) テストベッドネットワークによる研究開発や実証実験に関する推進方策と利用促進方策の検討
  - (2) 新世代ネットワークの実現に向けたテストベッドネットワークの在り方等に関する検討

### (構成)

- 第2条 WGは、フォーラムの会員（以下「会員」という。）の中で、参加を希望する者で構成する。
- 2 幹事会が必要と認める場合は、WGに会員以外の者の参加を求めることができる。

### (役員)

- 第3条 WGには主査を置く。
- 2 WGには、主査代理を置くことができる。
- 3 主査は、幹事会が指名し、主査代理は、主査が指名する。
- 4 主査は、WGを代表し、WGの活動を統括する。
- 5 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故あるときは主査の職務を代行する。

(開催)

第4条 WGは、主査が招集する。

2 WGは、必要に応じて随時開催する。

3 WGは、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(サブワーキンググループ)

第5条 WGには、WGの設定する課題の検討を行うことを目的に、WGの承認により、サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を置くことができる。

2 SWGには、リーダーを置く。

3 SWGには、サブリーダーを置くことができる。

4 SWGのリーダー及びサブリーダーは主査が指名する。

5 SWGの運営に必要な事項はSWGで定める。

(経費の負担)

第6条 WG及びSWGにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第13条第1項に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する会員から実費を徴収する。

(庶務)

第7条 WGの庶務は、フォーラムの庶務担当が行う。

(細則)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、主査が定める。

附則 この設置要綱は、平成20年7月1日から施行する。